

小学校における 水泳授業の安全管理マニュアル

～安全・安心で楽しい水泳授業のために～

南国市教育委員会

令和7年 5 月

— 目 次 —

はじめに	P. 1
1. 安全確保に向けた体制づくり	P. 2
●水泳授業安全委員会の設置	(P. 2)
●職員会・学年会等での組織的な取組	(P. 2)
●教育委員会との連携強化	(P. 2)
2. 水泳授業の安全管理の徹底	P. 2－3
●緊急時の対応マニュアルの作成・確認	(P. 2-3)
●児童の健康管理	(P. 3)
●校内研修の実施	(P. 3)
3. 水泳指導計画の作成	P. 3－7
●水泳指導の目標・指導計画の作成	(P. 3-4)
●泳ぎが得意ではない児童への対応	(P. 4)
●泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮	(P. 5-7)

4. 安全な水泳授業の実施 P. 7－13

- 授業前・中・後のチェックリストの活用 (P. 7)
- 授業実施者の役割と留意点 (P. 8)
- 適切な監視者の考え方 (P. 8-9)
- 監視者の役割と留意点 (P. 9)
- 人数確認とバディシステムの活用 (P. 9-10)
- 水泳の授業を行う前に (P. 10-11)
- 効果的な準備運動 (P. 11)
- 安全な水位の設定 (P. 11-12)
- プールの管理と施設点検 (P. 12)
- 水温管理の目安と判断基準 (P. 12)
- 水質検査 (P. 13)
- 熱中症対策 (P. 13)

5. 参考資料 P. 14－21

- 溺死に至るプロセスと溺者の特徴 (P. 14)
- 別紙 1 ～ 別紙 5 (P. 15－20)
- 引用・参考文献等一覧 (P. 21)

はじめに

令和6年7月、県内小学校の水泳授業中に発生した男子児童死亡事故の重大性を踏まえ、今後、同じ事故を二度と発生させないために、安全・安心で楽しい水泳授業を行うため、この「水泳授業の安全管理マニュアル」を策定しました。策定にあたっては、高知県教育委員会が示す「小学校の水泳指導における安全指針」（令和7年4月）を基本的な考え方としています。

各学校におきましては、水泳授業における更なる安全管理を徹底するために、水泳授業を実施する前に、水泳授業に関係する全教職員に、本マニュアルの各事項について十分確認することはもとより、「小学校の水泳指導における安全指針」高知県教育委員会（令和7年4月）の内容について理解したうえで、水泳授業を開始するなど、これまで以上に、安全・安心で楽しい水泳授業の実施に向けて、計画的・組織的に取り組んでください。

1. 安全確保に向けた体制づくり

●水泳授業安全委員会の設置

「水泳授業安全委員会（仮称）」を校内に設置する。安全指導計画の立案と計画に沿った水泳授業の実施を担当する

●職員会・学年会等での組織的な取組

（１）水泳授業の安全管理マニュアル・文部科学省指針の活用

「水泳指導における安全管理指針」高知県教育委員会（令和７年４月）及び「水泳授業の安全管理マニュアル」南国市教育委員会（令和７年５月）を、職員会等において全教職員で共有する。

（２）緊急時対応の準備

緊急時対応マニュアルの作成（確認）と校内研修を実施する。
AED 設置場所や救命具等の確認をする。

（３）役割分担の明確化

授業実施者と監視者の役割を明確にする。児童の健康状態と泳力の把握方法も統一する。

●教育委員会との連携強化

教育委員会と定期的に情報共有や連絡調整を行い、指導助言を受けながら、事故防止対策や緊急時対応の体制をより一層強化する。

2. 水泳授業の安全管理の徹底

●緊急時の対応マニュアルの作成・確認

（１）マニュアルの作成（確認）

緊急時対応マニュアル（※別添１）及び事故発生時の対応チェックリスト（※別添２）を確認（作成）し、全教職員に周知する。具体的な手順と役割分担を明確にする。

（２）AED の確認

AED の設置場所を全員で確認し、使用法の演習を定期的実施する。緊急時に迷わず使用できるようにする。

(3) 連絡体制の確立

事故発生時の連絡体制（学校・保護者・救急機関・教育行政機関等）を明確にし、迅速な情報共有と対応を可能にする。

●児童の健康管理

(1) 定期健康診断の活用

水泳の可否判断に健康診断結果を活用する。必要に応じて学校医と連携する。

(2) 保護者からの健康情報

問診票や健康カード（※別添3）などで水泳授業への参加、配慮事項、体温、食欲、睡眠などの情報を収集する。

(3) 教員による健康観察

日常的な健康観察と保護者との連携が大切となる。養護教諭や学校医に相談する。

(4) 児童相互の健康観察

顔色や動作などの相互観察も重要となる。観察項目を明確に示す。

●校内研修の実施

(1) 実技研修・安全管理技術の共有

毎年、教職員を対象とした水泳指導の実技研修を実施する。最新の安全管理技術や知識、技能指導法等を共有し、全員のスキルアップを図る。

(2) 緊急時対応訓練

実践的な緊急対応訓練を行い、教職員の対応力を強化する。シミュレーションを通じて、実際の緊急時にも冷静に対処できる能力を養う。

(3) 振り返り

研修後は必ず振り返りの時間を設け、改善点や疑問点を共有する。これにより、継続的な安全管理の向上を図る。

3. 水泳指導計画の作成

●水泳指導の目標・指導計画の作成

学習指導要領や文科省、スポーツ庁の体育指導資料、副読本等を活用し、各学校

で作成した体育科年間指導計画に基づき、カリキュラム・マネジメントを工夫しながら授業を行う。また、その際ゆとりを持った活動に考慮するなど、時間の使い方を工夫する。

注意 事項

通常のプール以外を使用する場合は、予め管理職並びに体育主任や授業実施者、南国市教育委員会が、使用するプールの安全性（水深、水質、救護具等の設置状況など）や移動方法等を検討し、通常の学習場所のプールの安全性と変わらないことを確認した上で、職員会議の協議を経た後、保護者への説明、了承を得た上で水泳授業を実施すること。

●泳ぎが得意ではない児童への対応 1

（１）事前の把握

予め児童の泳力について把握し、泳ぎが得意ではない児童等については、授業実施者及び監視者の間で情報共有をする。

（２）アンケートの活用

水泳授業が始まる前までに、児童やその保護者へアンケート等を行い、児童の泳力や留意事項等についての回答を受け、個別の支援方法について教職員間で情報を共有する。

（３）申し送り

授業実施者等が、次年度に向けて児童の泳力等について申し送りをするシステムを構築する。

●泳ぎが得意ではない児童への対応 2

（１）個別指導

泳力の低い児童に対しては、個別指導を行う。一人一人不安や苦手な点を把握し、それに応じた指導方法を採用する。ゆっくりとしたペースで基本動作から丁寧に教え、自信をつけさせる。

（２）補助具の活用

浮き具やビート板などの補助具を活用し、水に慣れる段階から安全に練習できるようにする。補助具の使用を徐々に減らしていくことで、自立的な泳ぎへと導く。

（３）心理的サポート

水への恐怖心をもつ児童には、心理的なサポートも重要となる。励ましの言葉かけや、小さな成功体験を積み重ねることで、水泳に対する前向きな態度を育てる。

●泳ぎが得意ではない児童への個別の配慮

小学校学習指導要領解説体育編に示された「苦手な児童への配慮の例」を参考にし、個別最適な学びを保証する。

低学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

- ・もぐる遊びで、水に顔をつけることが苦手な児童には、少しずつ顔に水がかかるようにシャワーを浴びたり、顎→口→鼻→目へと徐々に水につける部分を増やしたりするなどの配慮をする。
- ・もぐる遊びで、水の浮力を受け、輪をくぐることが苦手な児童には、輪の深さや数を変えたり、二人組でつくった手のトンネルをくぐったりするなどの配慮をする。
- ・浮く遊びで、足が沈み、伏し浮きをすることが苦手な児童には、息を大きく吸って止めたり、顎を引いて頭を水の中につけたり、無駄な力を抜いて体を真っ直ぐにしたりすることを助言するなどの配慮をする。
- ・バブリングで、水中で息を吐くことが苦手な児童には、手の平にすくった水を吹き飛ばしたり、水面に浮いたものを吐いた息で移動させたりするなど、顔をつけずに息をまとめて強く吐くことのできる遊びをするなどの配慮をする。
- ・ボビングで、呼吸のリズムを合わすことが苦手な児童には、友達と手をつないで一緒にボビングをするなどの場を設定したり、「プクプクプク（弱く吐く）、プハッ！（水面を出たら大きく強くまとめて吐く）、スゥー（すぐに吸う）」などの呼吸のリズムのイメージができる言葉を助言したりするなどの配慮をする。

（小学校学習指導要領解説 体育編より抜粋）

中学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

- ・プールの底にタッチをする際、浮力の影響でもぐることが苦手な児童には、息を吐きながらもぐることや手や足を大きく使うことを助言したり、水深が浅い場を設定したりするなどの配慮をする。
- ・いろいろなもぐり方をする際、もぐり方を変えることが苦手な児童には、友達ともぐり方の真似をし合う場を設定したり、陸上でできる動きを水の中でできないかを助言したりするなどの配慮をする。
- ・だるま浮きで、体を小さく縮めることが苦手な児童には、両膝を抱え込まずに持つ程度にした簡単な方法に挑戦することや膝を抱えると一度は沈むがゆっくりと浮いてくることが助言するなどの配慮をする。

- ・背浮きで、腰が沈まないようにして浮くことが苦手な児童には、補助具が体から離れないようにしっかり抱えて浮くように助言したり、友達に背中や腰を支えてもらう場を設定したりするなどの配慮をする。
- ・変身浮きで、浮き方を変えることが苦手な児童には、一つの浮き方で浮いている時間を延ばしたり、「つぼみがだんだん開いて、またしぼんでいく」などお話づくりで変身していくイメージをもって挑戦したりする場を設定するなどの配慮をする。
- ・連続したボビングが苦手な児童には、低学年で扱った呼吸のリズムを再度確認したり、友達と手をつないでボビングをしたりする場を設定するなどの配慮をする。

(小学校学習指導要領解説 体育編より抜粋)

高学年

< 苦手な児童への配慮の例 >

①クロール

- ・前方に伸ばした手が下がり、手のかきに呼吸を合わすことが苦手な児童には、両手を必ず前方で揃えてから片手ずつかくための練習をする場や仲間に手を引っ張ってもらい、より前方に手を伸ばす練習をする場を設定したり、補助具をおさえる手に力を入れすぎないように助言したりするなどの配慮をする。
- ・頭が前方に上がり、横向きの息継ぎが苦手な児童には、歩きながら息継ぎの練習をする場を設定したり、へそを見るようにして顎を引き、耳まで浸かって息継ぎをするように助言したりするなどの配慮をする。
- ・手や足をゆっくりと動かすことが苦手な児童には、一定の距離を少ないストローク数で泳ぐ場や決められたストローク数で泳ぐ距離を仲間と競い合う場を設定するなどの配慮をする。

②平泳ぎ

- ・かえる足の動きが苦手な児童には、プールサイドに腰かけて足の内側で水を挟む動きだけを練習したり、壁や補助具につかまって仲間に足を支えてもらい練習したりする場を設定するなどの配慮をする。
- ・手や足の動きと呼吸のタイミングを合わすことが苦手な児童には、陸上で動きの確認をする場を設定したり、水中を歩きながら仲間が息継ぎのタイミングを助言したりするなどの配慮をする。
- ・キックの後にすぐ手をかいてしまい、伸びることが苦手な児童には、け伸びをしてから「かいて、蹴る」動きを繰り返すことを仲間と確かめ合ったり、「かいて、蹴って、伸びる」の一連の動作をしたら一度立つように助言し、少ないストローク数で泳ぐ距離を伸ばす場を設定したりするなどの配慮をする。

③安全確保につながる運動

- ・背浮きの姿勢での呼吸を続けることが苦手な児童には、浅い場所で背浮きになる姿

勢の練習をしたり、補助具を胸に抱えたり、仲間に頭や腰を支えてもらったりして続けて浮く練習をしたりするなどの配慮をする。

- ・浮き沈みの動きに合わせた呼吸をすることが苦手な児童には、体が自然に浮いてくるまで待ってから息継ぎをすることや、頭を大きく上げるのではなく首をゆっくりと動かし呼吸することを助言するなどの配慮をする。

(小学校学習指導要領解説体育編より抜粋)

水泳の高学年の学習内容に「安全確保につながる運動」が新設された理由は、背浮きや浮き沈みを通じて呼吸や手足の動きをタイミングよく行い、長時間浮くことができるようにすることを目指しています。これは高学年の指導を「クロール」と「平泳ぎ」に限定せず、水の特性を楽しむ機会を提供し、浮くことが生命の安全確保に有効であることを考慮しています。また、水難事故の増加にも対応する内容です。指導方法としては、背浮きや浮き沈みを行い、安全に浮く練習をすることが求められ、学校の状況や児童の実態に応じた指導計画の作成が重要です。併せて、系統性を意識して、低学年からの指導内容とも関連づけることも大切となります。

4. 安全な水泳授業の実施

※中学校も、これに準じて実施する。

●授業前・中・後のチェックリストの活用

(1) チェックリストの作成(確認)(※別添4)

授業前後に確認すべき項目をまとめたチェックリストを作成(確認)する。安全設備、水深、水質、児童の健康状態など、重要な点を漏れなく記載する。

【準備物(例)】 AED(設置場所の確認)、救命具(プールのサイド等)、ゴーグル、ホイッスル、拡声器 等

(2) 確認

監視者、授業実施者が安全確認を徹底する。チェックリストを用いて、各項目を確実に確認し、問題がないことを互いに確認する。

(3) 記録

チェック結果を記録し、問題があった場合は対応策を記載する。これにより、継続的な安全管理と改善が可能となる。なお、問題があった場合は、管理職に報告するとともに、職員会等を通して積極的に情報共有する。

(4) 見直し

定期的にチェックリストの内容を見直し、必要に応じて更新する。新たな安全基準や過去の経験を反映させ、常に最適な安全管理を目指す。

●授業実施者の役割と留意点

水泳授業における授業実施者の役割は、単に技術指導を行うだけでなく、児童の安全を確保しながら水泳の楽しさや技能を身に付けさせることとなる。そのため、以下の点を意識することが重要となる。

(1) ガイダンスの実施

- ・「水泳の心得」を軸とした学びやルール。
- ・「バディシステム」の行い方の確認。

(2) 適切な技術指導

- ・泳力に応じた段階的な指導を行う。
 - ・安心して活動できる環境（場）をつくる。
- ※無理な練習を強要しない。

(3) 溺水事故の防止（安全対策）

- ・溺水事故の防止（安全対策） 児童の異変に気付く観察力をもつ。
- ・すぐ助けられる位置取りを心がける。
- ・指導中は必要に応じて、ゴーグルと水泳キャップを着用し、水中の状況を確認する。

(4) 心理的サポート

- ・水への恐怖心を和らげる声かけをする。
- ・小さな進歩も褒めて自信をもたせる。
- ・楽しさを感じられる活動を取り入れる。

●適切な監視者の考え方

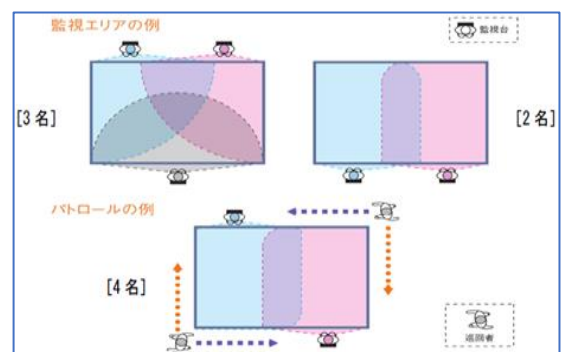
(1) 監視者の人数

授業者とは別に、プールサイドからプール全体を監視する監視者を1名以上必ず配置することが大切となる。より安全な水泳授業を実施するためには、監視者を複数名配置することが望ましい。基本的には、大プールでは最低3名以上の指導者（授業者＋監視者）、小プールでは最低2名以上の指導者の配置を行う。

(2) 監視者の位置

監視者の位置は「死角」をなくすることが不可欠となる。

<複数の監視者による監視位置の例>



【引用：ルールを守っての楽しい水泳・水遊び（令和6年6月日本赤十字社）】

(3) 安全を確保するための留意点

- ①予見 事故が発生しそうな状況を予見することが必要となる。
- ②早期発見 事故者をいち早く発見し、救命可能な時間内に救助する。
- ③通報体制 すぐに連絡・通報できる体制を整える。

●監視者の役割と留意点

(1) 監視者の業務

監視者は児童の安全を確保し、事故を防止するために重要な役割を果たす。監視者の主な業務には以下が含まれる。

- ・水面を中心にプール全域の監視。
- ・事故発生時の救助、連絡、プール内整理。
- ・利用者の年齢や体格に応じた安全に関する指導。
- ・禁止事項や注意事項の安全に関する指導。

(2) 監視者の配置

監視者の配置は施設の規模や参加者数に応じて適切に決定され、監視台などを活用して、高い位置から水底を見渡すことができるようにする。また、監視者が変わっても、誰もができるようにスキルを高める必要がある。

(3) 監視者の格好

監視者は水着、笛を着用、監視業務に集中し、危険行為や危険人物には毅然とした注意を促すことが求められる。また、監視中はサングラス（偏光）を着用することは、光の反射対策として有効と考えられる。

(4) 監視者の留意点

監視者の留意点 監視者の教育・訓練も重要であり、プールの構造や事故防止対策、緊急時の対応方法について十分な知識をもつことが必要である。

より安全な水泳授業を実施するためには、授業者を複数名配置し、一人の授業者が担当する児童数を少なくすることも有効である。また、監視者等とも協力して、「水泳授業における記録シート(※別添5)」を活用することも有効である。

●人数確認とバディシステムの活用

(1) 人数確認（バディシステム含む）

入水前、指導の展開の途中、退水後のそれぞれにおいて敏速かつ正確な人数確認を実施する必要がある。

①留意点 1

授業実施者は、授業前、授業中、授業後に児童の人数確認と健康観察を必ず実施すること。

②留意点 2

監視者は、児童入水中は一人一人の様子に特に注意を払い、児童の安全確認をすること。

③留意点 3

退水時に全員の人数確認を行い、健康状態をチェックする。体調不良者がいないか、慎重に確認すること。

④留意点 4

バディシステムを活用し、児童同士で互いの安全を確かめさせること。

(2) バディシステムの実践方法と効果

①基本の仕組み

体力や体格が同程度の二人一組のペアを作り、互いの安全を確認する。

②実施手順

笛の合図と「バディ」の掛け声で、片手をつなぎ点呼をとる。

③確認内容

人数確認だけでなく、相手の表情や健康状態も観察する。

④実施頻度

実施頻度 10～20 分に一度行くと、児童の休息にもなる。

⑤学習効果

学習効果バディシステムは、一つ一つの学習活動開始時に行うと学習効果を高めるための手段としても有効である。

●水泳の授業を行う前に

(1) 天候の判断

児童の安全を確保するために、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずること。また、落雷の予報にも注意が必要となる。

(2) 安全上の対策

○児童の健康状態の把握。

○ボディチェック：耳垢とり、爪、用便を済ませる、髪の毛の長い児童はゴムでまとめる。

○水中で動きやすい水着の着用。

○プールサイドを走らない等の安全上の指導。

(3) 人数確認

人数確認は授業実施者が必ず行い、顔色、動作などから健康状態をしっかりと観察し、児童にも人数確認の重要性をしっかりと理解させることが大切である。

●効果的な準備運動

準備運動は、事故を防止する上で不可欠なものです。準備運動の必要性、重要性を児童に理解させ、自主的・主体的に実施できるように指導することが必要となる。

(1) 準備運動の運動量

準備運動の量は、児童の身体の状態をよく観察し、気象条件を考慮しながら適宜運動量を変える必要がある。長時間、激しい運動をさせることは好ましくない。

(2) 準備運動の内容

準備運動の内容は身体すべての部分の屈伸、回旋、ねん転などを取り入れた連動を行うことが大切となる。主運動と関連した動きを入れることも可能である。心臓に近い部分の運動から始めたり、簡単なものから複雑なものへ、最後は心肺に刺激を与える運動で終えたりという手順が一般的とされている。

●安全な水位の設定

各学校で学習効果が上がり、事故回避につながるよう、対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた適切な水位を設定する必要がある。

(1) 留意点1

能力差や体格差のある児童が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。

(2) 留意点2 ※中学校は、校長会で協議し、適切な水位を設定する。

適切な水位は、児童のへそから胸辺りを基本とし、すべての児童の両肩が水面から出るラインを目安とすること。

(3) 留意点3

水を抜いたり、増やしたりする方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。また、当日の水位が分かるようにプールサイドに水位を提示するなどの工夫をすること。

(4) 留意点 4

水位の調整に時間を要することから、時間割変更により、曜日等で使用する学年を分けて行うなどの工夫をすること。

(5) 留意点 5

プールの形状がすり鉢型で水深が違う場合は、水深が変わらない横方向での移動を活用するなど、プールでの活動方法を工夫すること。

●プールの管理と施設点検

(1) プールサイドの清潔

プールサイドは準備運動や移動など多目的に使用されるため、常に清潔な環境を保つために清掃活動を行う。

(2) 整理整頓の徹底

コースロープや補助具などがつまずきの原因にならないよう、使用後は所定の位置に戻し、整理整頓を徹底する。安全な動線を確認することで事故防止につながる。

(3) 施設のセキュリティ確保

プールを使用しない際は施錠し、金網の点検も定期的に行う。不審者の侵入や無断使用による事故を防止するための重要な対策となる。

(4) 排水口等の安全点検

排水口等の安全点検 排水口の蓋の固定状況を目視・触診・打診で確認する。ネジやボルトの緩み、腐食、変形、欠落、破損がないか点検し、吸い込み防止金具の状態も確認する。

●水温管理の目安と判断基準

(1) 水温の適正值

初心者や低学年は 23℃以上が望ましい。上級者や高学年でも 22℃以上を維持する。

(2) 気温との関係

水温と気温の差も快適性に影響する。気温が高ければ水温が若干低くても不快感は少なくなる。

(3) 総合的な判断

学年、能力、水温、気温、学習内容を総合的に考慮して判断することが大切である。

●水質検査

児童が安全に水泳を行うためには、適切な水質管理が必要であり、「学校環境衛生基準」の定めを守り、安全な水質管理に努めなければならない。

検査項目（１）～（６）については使用日の積算が 30 日ごとに 1 回、（７）については使用期間中に 1 回以上、（８）については毎学年 1 回定期的に学校薬剤師に相談のうえ、検査を実施することが望ましい。また、低水位で水泳授業を継続して行う場合、満水でない状態でプールを使用すると浮遊物を排出するオーバーフローが機能しなくなるため、頻繁に浮遊物を取るなど水質管理に最大限、配慮しなければならない。

【学校環境衛生の基準（文部科学省通知、平成21 年 3 月改訂）】

プールの原水	飲料水の基準に適合するものであることが望ましい。
（１）遊離残留塩素	遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 か所以上の水面下 20cm 及び循環ろ過装置の取水口付近の水について測定し、すべての点で 0.4mg/ℓ 以上であること。また、1.0mg/ℓ 以下であることが望ましい。
（２）PH 値（水素イオン濃度）	水素イオン濃度は、5.8 以上 8.6 以下であること。
（３）大腸菌	検出されないこと。
（４）一般細菌	1 mℓ 中 200 コロニー以下であること。
（５）有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として、12mg/ℓ 以下であること。
（６）濁度	2 度以下であること。
（７）総トリハロメタン	0.2mg/ℓ 以下であることが望ましい。
（８）循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。

なお、プール指導・管理日誌を作成し、教職員で共通理解し授業者で引き継ぐなど、日誌を記入しておくことが大切。

●熱中症対策

（１）水中での活動

水温が中性水温（33℃～34℃）より高い場合は、体温を下げる工夫をする。プール外の風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たるなどが有効である。

（２）プールサイドでの活動

気温や WBGT 値（暑さ指数）を考慮し、こまめに日陰で休憩する、活動時間を短くするなど、活動内容を工夫する。帽子や日傘の使用、見学場所の工夫により直射日光に当たらないようにする。

参考資料「溺死に至るプロセスと溺者の特徴」

（１）呼吸の試み

溺者は水中で息を吸おうとするが、気道に水が入り込む。この時点で強い咳反射が起こり、体は気道への水の侵入を防ごうとする。

（２）水の侵入と空気の喪失

呼気は水中に出るものの、吸気の際には水を飲み込む現象が発生する。反射運動により、一部の水は気道ではなく食道へ流れるが、肺内の空気は徐々に失われていく。

（３）酸素欠乏と意識喪失

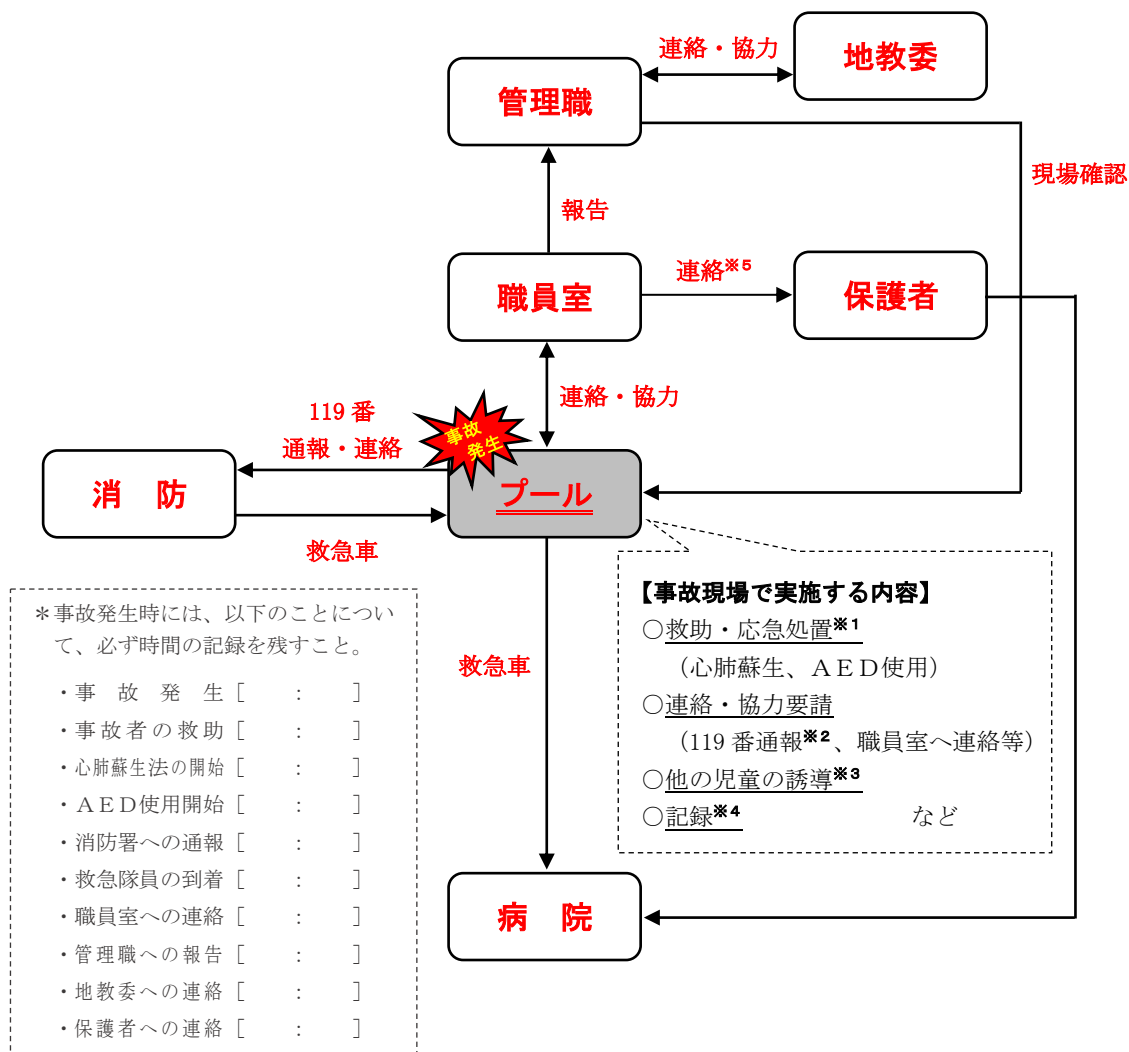
脳への酸素供給が断たれ、事故発生から 30 秒～2 分の間に意識を失う。その後、自発呼吸が停止し、仮死状態に陥る。

（４）心停止

酸素不足の状態が続くと、最終的に心臓も停止し、完全な臨床的死に至る。

別添 1

緊急時の対応マニュアル（フロー図等）



<留意点>

※1…自発呼吸が回復するか、救急隊が到着するまで継続する。

※2…救急車の依頼時における必要最低限の連絡事項

① 学校名、所在地、電話番号

② 事故内容

- ・いつ、だれが、どこで、どうしたか
- ・事故者の症状と行った（行っている）対応
- ・救急車到着までに学校ですべき内容の確認

※3…事故者以外の児童を安全な場所へ誘導する。

※4…事故の様子や傷病の状態、事故対応等について記録する。

※5…事故概要、傷病の状態、応急処置の状況等を報告し、病院に来ていただくよう依頼する。

別添 2

事故発生時の対応チェックリスト

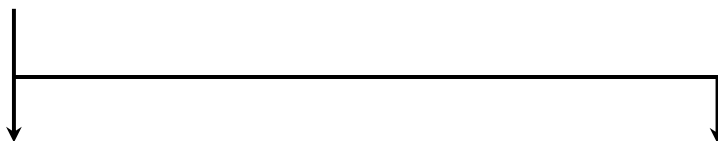
事故発生時における授業者等の対応チェックリストの例

<事故発生時の対応チェックリスト>

☐ 事故発生の確認 [:]

☐ 事故者の救助 [:]

☐ 事故者の意識等の確認



【意識がない場合や判断に迷う場合】

☐ 協力依頼

☐ A E D持参の依頼

☐ 119 番通報の依頼

→ 通報時間 [:]

☐ 救急車の誘導の依頼

☐ 職員室へ連絡の依頼

→ 連絡時間 [:]

☐ 心肺蘇生法の開始 [:]

☐ 事故者以外の児童を安全な場所へ誘導並びに状況説明

☐ A E D使用開始 [:]

☐ 救急隊員の到着 [:]

☐ 救急隊員への状況説明

上記の他に、

☐ 管理職への報告 → [:]

☐ 地教委への連絡 → [:]

☐ 保護者への連絡 → [:]

【意識がある場合】

☐ 事故者の状態確認
(※応急手当含む)

☐ 養護教諭等へ連絡または保健室への搬送

☐ 事故者以外の児童への状況説明

☐ 管理職への報告

☐ 保護者への連絡

別添 3

健康カード

「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引（三訂版）」 平成26年3月（p.128 参照）

年	組	氏名	
---	---	----	--

	項 目	月	日	/	/	/	/	/	/	/
	朝の体温は何度でしたか	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	睡眠時間は どれくらいでしたか	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
1	朝食は食べましたか (何時に食べましたか)	(時)	(時)	(時)	(時)	(時)	(時)	(時)	(時)	(時)
2	朝、排便はありましたか									
3	下痢や腹痛の症状はありま せんか									
4	頭痛を訴えていませんか									
5	せき・鼻水はでていませんか									
6	吐き気はありませんか									
7	めまいやふらつきはありま せんか									
8	心臓がドキドキしたり、胸の 痛みはありませんか									
9	足のむくみや手足の痛みはあ りませんか									
	保護者印									

※ 1～9 については、「はい」は○を、「いいえ」は×をつけてください。

別添 4

水泳授業におけるチェックリスト

水泳授業直前のチェックリストの例

＜授業直前におけるチェックリスト＞

【全般】

- ☐ 授業者と監視者の役割が区別できている。
- ☐ 児童数並びに児童の健康状態について把握している。
- ☐ 泳ぎが得意ではない児童について、授業者及び監視者の間で情報共有ができています。
- ☐ 水泳授業を行うにあたり、適切な環境（天候・水温・気温等）である。
- ☐ ホイッスル、携帯電話等を持参している。
- ☐ 救命具がプールサイド等に準備されている。
- ☐ 排（環）水口等の蓋の固定や吸い込み防止金具の設置について異常が無い。
- ☐ 児童の体格や泳力等に応じた適切な水位が設定されている。

【緊急時の対応について】

- ☐ 緊急時の連絡手順を知っている。
- ☐ 心肺蘇生法を実施することができる。
- ☐ A E D の設置場所並びに A E D の操作方法を知っている。
- ☐ 事故が起きた場合に、事故者以外を安全な場所に速やかに誘導し、適切な指示を伝えることができる。
- ☐ 救急車及びストレッチャーの搬入搬出ルートを理解している。
- ☐ 「事故発生時の対応チェックリスト」及び「緊急時の対応マニュアル（フロー図等）」が作成されている。

＜授業中・直後におけるチェックリスト＞

【全般】

- ☐ 監視者は、児童退水後、プール内に残っている児童がいらないか確認をした。
- ☐ 児童数を確認した。
- ☐ 児童の健康観察を行った。
- ☐ 指導中、バディチェックを複数回行い、バディ相互の安否確認を行った。

【体調不良者が発生した場合】

- ☐ 養護教諭等と体調不良者の情報共有を行った。
- ☐ 授業担当者が担任ではない場合、担任と体調不良者の情報共有を行った。
- ☐ 管理職と体調不良者の情報共有を行った。
- ☐ 保護者と体調不良者の情報共有を行った。

別添 5

水泳授業における記録シート

監視者等が活用する水泳授業中における児童の安全確認に関する記録シートの例

＜児童の安全確認に関する記録シート＞

記録者（ ）

日 付	() 月 () 日 () 曜日 () 時間目				
クラス	() 年 () 組				
授業開始時	児童数		男 子	女 子	合 計
		入水者			
		見学者			
		欠席者			
		合 計			
	体調確認	入水予定者における体調不良者の有無			無 ・ 有
		【※「有」の場合はその状況及び人数等について記載】			
	施設状況	活動場所（プール内含）に危険な箇所や危険な物はないか			無 ・ 有
【※「有」の場合はその内容及び対応について記載】					

※授業中に全体が一定時間退水しプールサイドに上がった際には、以下の内容について必ず確認すること。なお、授業終了時においても同様の確認を行うこと。

	回数	退水時間	確認内容	問題が無ければ☑	備考
授業実施中	1回目	:	プール内に残っている児童はいない	☐	
			入水していた児童全員の安全が確認できた	☐	
			体調不良者は発生していない	☐	
	2回目	:	プール内に残っている児童はいない	☐	
			入水していた児童全員の安全が確認できた	☐	
			体調不良者は発生していない	☐	
	3回目	:	プール内に残っている児童はいない	☐	
			入水していた児童全員の安全が確認できた	☐	
			体調不良者は発生していない	☐	
授業終了時	※最終退水時間 :	プール内に残っている児童はいない	☐		
		入水していた児童全員の安全が確認できた	☐		
		体調不良者は発生していない	☐		

* 授業中及び授業後に体調不良者が発生した場合には、養護教諭や管理職等と必ず情報共有を図ること。

* 緊急事態に備え、緊急時の対応について必ず把握をしておくこと。

【引用・参考文献等一覧】

- ・「小学校の水泳指導における安全管理指針」 高知県教育委員会 令和7年4月
- ・「小学校における水泳授業の安全管理マニュアル」 高知市教育委員会 2025年4月
- ・「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引き（三訂版）」 文部科学省
平成26年3月
- ・「プールの安全標準指針」 文部科学省 平成19年3月
- ・「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編」 文部科学省
- ・「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」 独立行政法人日本スポーツ振興センター
平成18年6月30日
- ・学校における体育活動での事故防止対策推進事業「学校屋外プールにおける熱中症対策」
独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成31年3月
- ・「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成28年度改訂）」
公益財団法人日本学校保健会
- ・「小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」 スポーツ庁
- ・雨雲の動き・雷活動度・竜巻発生確度（ナウキャスト） 一気象庁
- ・「ルールを守ってたのしい水泳・水遊びーウォーターセーフティハンドブッカー」
日本赤十字社 平成29年5月
- ・「小学校における水泳指導の手引きー安全管理を徹底するためにー」
京都市教育委員会 令和2年3月
- ・「北広島市水泳学習の手引きー安全管理の徹底ー（指針）について」
北広島市教育委員会 令和6年12月
- ・「赤十字水上安全法講習教本（12版）」 日本赤十字社